

## 開発許可申請添付図書等

図書等の名称	明示すべき事項	縮 尺	備 考
設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地現況、土地利用計画、公共施設計画等		自己居住用除く
開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路、名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000 以上	
開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界（赤枠）	1/2,500 以上	
現況図	方位、地形、開発区域の境界（赤枠）、開発区域内及びその周辺の公共施設並びに高さ10m以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さ1mを越える切土又は盛土部分の表土の状況	1/2,500 以上	1 等高線は2mの標高差を示すもの。 2 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては規模が1ha以上のもの。
土地の公図の写し	開発区域の境界（赤枠）、並びに土地の地番及び形状		
土地利用計画図	方位、開発区域の境界（赤枠）、工区界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設若しくは樹木又は樹木の集団並びに緩衝帯の位置及び形状	1/1,000 以上	
造成計画平面図	方位、開発区域の境界（赤枠）、切土（茶色）又は盛土（緑色）をする土地の部分の色別、がけ、擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号、縦横断線の位置と記号、工区界、地形（等高線）、宅地の地盤高及び面積	1/1,000 以上	1 小規模開発の場合は土地利用計画図と合わせ図示してもよい。 2 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示する。
造成計画断面図	切土（茶色）又は盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁、がけの位置	1/1,000 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
道路標準縦断図	測点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線	1/500 以上	
道路標準横断図	路面、路盤の詳細、雨水柵及び取付管の形状、道路側溝の位置、形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配	1/50 以上	

図書等の名称	明示すべき事項	縮 尺	備 考
排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロック別の記号	1/500 以上	
給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法、消火栓の位置	1/500 以上	1 小規模開発の場合は排水計画平面図に合わせ図示してもよい。 2 自己居住用除く
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50 以上	1 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを越えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけについて作成すること。 2 擁壁で覆われるがけ面については設計条件を示すこと。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜穴の寸法、間隔、基礎ぐいの位置、材料及び寸法、原則として構造計算書を添付（練積造は除く）	1/50 以上	
排水計算書	排水施設、調整池等に関する計算		
公共施設の所有者及び管理者の同意書	道路、排水路等		正本のみに添付 法第32条
公共施設の管理者との協議書			同上
法人の場合は定款又は法人登記簿謄本			1ha未満の自己用除く 法第33条第1項第12号

図書等の名称	明示すべき事項	縮 尺	備 考
資金計画書	収支計画、年度別資金計画、自己資金・借入金に対する預金残高証明書、融資可能証明書		自己居住用及び1 h a 未満の自己用除く 法第 33 条第 1 項第 12 号 規則第 16 条第 5 項
工事施行者の施行能力確認書類	建設業登録証明書、工事履歴、法人謄本		1 h a 未満の自己用除く 法第 33 条第 1 項第 13 号
開発行為施行同意書	施行の妨げとなる権利（所有権等）を有する者の同意		法第 33 条第 1 項第 14 号
開発区域内の土地の登記事項証明書（登記簿謄本）			正本のみに添付
設計者資格書			法第 31 条、規則第 19 条 1 h a 以上の場合
建築物の配置図 平面図・立面図			
法 34 条各号に適合することを証する書類等	次表を参照のこと		市街化調整区域のみ

<次表>

区分	各号	内 容	必 要 な も の
法 第 34 条 各 号 に 適 合 す る こ と を 証 す る 書 類 等	1号	公益上必要な施設又は日用品店舗等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画説明書（公益上必要な施設の場合は、当該区域での施設の必要性、対象とする利用者の居住範囲、日用品店舗等の場合は、当該区域において店舗等を必要とする理由、事業品目、対象区域、事業対象戸数、売上高等を記載すること。）</li> <li>・事業資格を必要とする場合は、その資格を証する書類、商品等の仕入れを必要とする場合は仕入先の卸し証明書</li> </ul>
	2号	資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画説明書（利用目的、利用方法、利用対象、規模等）</li> <li>・鉱物資源等の所在を記入した図面</li> </ul>
	4号	農林漁業用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画説明書（利用目的、利用方法、利用対象、規模等）</li> <li>・建物の平面図には、機械等の配置を記載すること</li> <li>・生産地との関係取扱量</li> </ul>
	6号	中小企業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画説明書</li> <li>・県等の助成を受けていることを証する書類</li> </ul>
	7号	関連工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画説明書（申請場所の状況、事業の書類、既存工場の状況及び効率化を図る方法を記載すること。）</li> <li>・密接な関連を有することを証する書類</li> <li>・公害防止条例等の許可を必要とする場合は、当該許可申請書の写し</li> <li>・開発区域位置図には既存工場の位置を明記すること。</li> <li>・建物等の平面図には機械等の配置もあわせて記載すること。</li> </ul>
	8号	火薬庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬庫設置許可申請書の写し</li> </ul>
	9号	給油所・休憩所・火薬類製造所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理施設、休憩所又は給油所等の場合は事業計画書（対象とする道路の名称、幅員及び交通量、その他、当該土地において休憩所を必要とする理由等を記載すること。）</li> <li>・火薬製造所の場合は製造許可申請書の写し</li> <li>・事業資格を必要とする場合は、その資格を証する書類</li> </ul>
	11号	地区計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区整備計画等の写し</li> </ul>
	12号	条例による区域内の自己用住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図に条例の区域を明記</li> <li>・建築物の立面図に最高高さを記載</li> </ul>
	13号	既存権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定以前から土地の所有権等を有していたことを証する書類</li> <li>・既得権届出書又はその写し</li> <li>・農地転用許可書の写し</li> </ul>
14号	開発審査会に付議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画説明書又は申請理由書</li> <li>・開発審査会取扱基準に該当することを証する書類及び図面</li> </ul>	